

市長・副市長の職務・職責について

一般職、特別職について【参照：橋本勇「新版 逐条地方公務員法」(学陽書房)】

| | 一般職 | 特別職 |
|--------|---------------------------------------|-----------------------------------|
| 指揮命令関係 | 上司の命令に従って職務を遂行する | 法律や自己の学識経験等に従って自らの責任で職務を遂行する |
| 専務職 | もっぱら地方公務員としての職務に従事する | 他の職務を有することも妨げられない |
| 終身職 | 定年に達するまでの勤務が想定されている | 一定の任期が定められている |
| 成績主義 | 受験成績、勤務成績など客観的な能力の実証に基づいて採用、昇任などが行われる | 選挙、任命権者との信頼関係、特定の知識経験等に基づいて当該職に就く |
| 政治職 | 政治的な中立性が要求される | 政治的な中立性は要求されない |

市長、副市長について【参照：松本英昭「新版 逐条地方自治法」(学陽書房)】

| | 市長 | 副市長 |
|----|---|--|
| 専任 | ・ 公選 | ・ 市長が議会の同意を得て選任 ・ 市長の補助機関 |
| 任期 | 4年 | 4年 |
| 退任 | ・ 失職 ・ 退職申出 ・ 住民の解職請求 ・ 議会の不信任議決 | ・ 失職 ・ 退職申出 ・ 住民の解職請求 ・ 市長による解職 |
| 職務 | ・ 市を統括し、代表する ・ 市の事務を管理し、執行する | ・ 市長の補佐 ・ 市長の命を受け政策及び企画をつかさどる ・ 職員の担任する事務を監督 ・ 市長の職務の代理 ・ 市長から委任を受け、その権限に属する事務の一部を執行 |